

岩手県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月8日

岩手県労働委員会

会長 小野寺 正 孝

岩手県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会公印規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする<u>文書</u>を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該<u>文書に係る決裁の完了を確認の上、公印を使用させるものとする。</u></p> <p>(公印の調整等)</p> <p>第8条 総括課長は、公印を<u>調製</u>又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（様式第2号）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第6条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする<u>行政文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）</u>を提示し、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、当該<u>行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用を承認するものとする。</u></p> <p>(公印の調製等)</p> <p>第8条 総括課長は、公印を<u>調製し、</u>又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（様式第2号）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。